

道銀ダイレクトサービス利用規定の改定内容表
(改定日 平成30年07月16日)

改刷第18.0版：

本利用規程は改定日以降から適用されるものとします。

改 定 前	改 定 後
第3条 内訳サービスの内容	第3条 内訳サービスの内容
1. インターネット・モバイルバンキングで利用可能なサービスは以下のとおりです。尚、サービスの種類については、当行が契約者に通知することなく変更することがあります。 ①カードローンの借入、返済、残高照会(モバイルバンキングでは利用できません)および当行が別途定める所定の条件を満たしているお客様はバナード広告が表示され、カードローンを新規お申込いただけます。 ②住宅ローンの一部繰上返済(期間措置または期間短縮)、金利種類(固定金利選択型住宅ローン、変動金利型住宅ローンの場合)の変更をお申込いただけます。	1. インターネット・モバイルバンキングで利用可能なサービスは以下のとおりです。尚、サービスの種類については、当行が契約者に通知することなく変更することがあります。 ①カードローンの借入、返済、残高照会(取引明細照会)(モバイルバンキングでは利用できません) (上記下線部を追加) (左記下線部を削除)
②住宅ローンの一部繰上返済(期間措置または期間短縮)、金利種類(固定金利選択型住宅ローンの場合)の変更をお申込いただけます。	②住宅ローンの一部繰上返済(期間措置または期間短縮)、金利種類(固定金利選択型住宅ローン、変動金利型住宅ローンの場合)の変更をお申込いただけます。 (下線部を追加)
第7条 契約者の本人確認	第7条 契約者の本人確認
1. 「パスワード通知書」の送付 (1) 当行は、本サービスの申込により、初回登録の際に一度限り使用する確認用パスワード(以下、「初回確認用パスワード」といいます。)を記載した「パスワード通知書」(以下「通知書」といいます)を契約者の届け出住所あてに当行所定の方法で郵送、またはサービスの新規申込み時に限り、店頭で契約者に対し直接交付します。 (下線部を追加)	1. 「パスワード通知書」の送付 (1) 当行は、本サービスの申込により、初回登録の際に一度限り使用する確認用パスワード(以下、「初回確認用パスワード」といいます)を記載した「パスワード通知書」(以下「通知書」といいます)を契約者の届け出住所あてに当行所定の方法で郵送、またはサービスの新規申込み時に限り、店頭で契約者に対し直接交付します。 (下線部を追加)
第10条 サービスの解約等	第10条 サービスの解約等
4. 強制解約	4. 強制解約 (10) サービスの利用を契約者の意思により停止し、その後一年以上、利用の再開がされない場合。 (下線部を追加)
第28条 IB・MB内訳サービスの内容	第28条 IB・MB内訳サービスの内容
12. カードローン 既に保有しているカードローン口座を関連口座として登録いただくとカードローンの借入、返済がご利用いただけます。	12. カードローン 既に保有しているカードローン口座を関連口座として登録いただくとカードローンの借入、返済、残高照会(取引明細照会)がご利用いただけます。 (下線部を追加)
13. 住宅ローン (3) 处理依頼内容の実行・取消 ①当行は、取引実施日の当行所定の時間に、必要な資金(一部繰上返済においては、約定返済額、一部繰上返済額、未払い利息額、当行所定の手数料の合計額、金利種類変更においては、約定返済額と当行所定の手数料の合計額)を住宅ローンの支払指定口座から引落します。当行は、これらの引落が完了したことをもって、前項の契約変更を承諾し、当行所定の方法で処理を行います。	13. 住宅ローン (3) 处理依頼内容の実行・取消 ①当行は、取引実施日の当行所定の時間に、必要な資金(一部繰上返済においては、約定返済額、一部繰上返済額、未払い利息額、当行所定の手数料の合計額、金利種類変更においては、約定返済額と当行所定の手数料の合計額)を住宅ローンの支払指定口座から引落します。当行は、これらの引落が完了したことをもって、前項の契約変更を承諾し、当行所定の方法で処理を行います。

<p>②当行は、以下の事由等により住宅ローンの依頼内容が処理できなかつた場合には、当該取引依頼がなかった(処理依頼が取消された)ものとして取扱いします。</p> <p>i) 金利種類変更の依頼において、「取引実施日時点の金利が、依頼日時点の金利を上回る場合取消する」を選択した場合で実施日時点の金利が依頼日時点の金利により上昇した場合。</p> <p>ii) 金利種類変更の依頼において、お客様が取引を許容する上限金利を指定した場合で、取引実施日時点の金利が、その上限金利を上回る場合。</p> <p>iii) 取引実施日までに全額返済された場合や他の条件変更手続きが行われた場合。 (下線部を追加)</p>	<p>②当行は、以下の事由等により住宅ローンの依頼内容が処理できなかつた場合には、当該取引依頼がなかった(処理依頼が取消された)ものとして取扱いします。</p> <p>i) 取引実施日の前日までに必要な資金が支払指定口座に入金されなかつた場合。</p> <p>ii) 金利種類変更の依頼において、「取引実施日時点の金利が、依頼日時点の金利を上回る場合取消する」を選択した場合で実施日時点の金利が依頼日時点の金利により上昇した場合。</p> <p>iii) 金利種類変更の依頼において、お客様が取引を許容する上限金利を指定した場合で、取引実施日時点の金利が、その上限金利を上回る場合。</p> <p>iv) 取引実施日までに全額返済された場合や他の条件変更手続きが行われた場合。 (下線部を追加)</p>
--	---

不正利用被害補償規定の改定内容表

(改定日 平成30年07月16日)

改刷第1.1版：

本利用規程は改定日以降から適用されるものとします。

改 定 前	改 定 後
第2条 免責事項	第2条 免責事項
前条の規定にかかわらず、不正な振込等が行われたことについて、当行が善意無過失であり、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。	前条の規定にかかわらず、不正な振込等が行われたことについて、当行が善意無過失であり、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。
1. 2. 3. 当該不正な振込等について契約者本人、契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、留守人または家事使用人が自ら行いまたは加担した場合。	1. 2. 3. 当該不正な振込等について契約者本人、契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、留守人または家事使用人、勤務先の同僚など身近な人物が自ら行いまたは加担した場合。 (下線部を追加)
4. 5. 6. 道銀ダイレクトサービス利用規定など、当行が定める規定に違反したことにより生じた損害。	4. 5. 6. 道銀ダイレクトサービス利用規定や当行が推奨する利用環境など、当行が定める規定や操作方法に違反したことにより生じた損害。 (下線部を追加)
7. 他人に強要されたことによる端末機の使用または他人に暗証番号等の管理を委ねた場合。	7. 他人に強要されたことによる端末機の使用または他人に暗証番号等の管理を委ねた場合および契約者自らが暗証番号等を告知した場合。 (下線部を追加)
8. 9. 10. 11. 12.	8. 9. 10. 11. 12. (変更なし)